

<対策のポイント>

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の監視・早期診断体制を整備します。

<政策目標>

①家畜の伝染性疾病の検査用試薬の製造・配布、②診断・防疫措置・原因究明を目的とした病原体の収集・性状解析、③家畜の伝染性疾病の診断体制強化、④全国の家畜保健衛生所等（168か所）における検査精度を向上〔令和2年度まで〕、⑤野生動物を対象とした家畜の伝染性疾病の調査・監視体制の整備

<事業の内容>

1. 家畜伝染病検査・監視体制整備推進事業〔拡充〕

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布
ASF（アフリカ豚コレラ）、口蹄疫、鳥インフルエンザの防疫上重要な疾病の診断体制の整備に資するよう、防疫及び原因究明を行うために必要となる病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。
- ② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化
口蹄疫について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。

2. 野生動物監視体制整備事業〔継続〕

- 捕獲された野生動物等から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（コネ病、CWD、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の感染状況を調査します。

3. 家畜疾病診断信頼性向上緊急対策事業〔継続〕

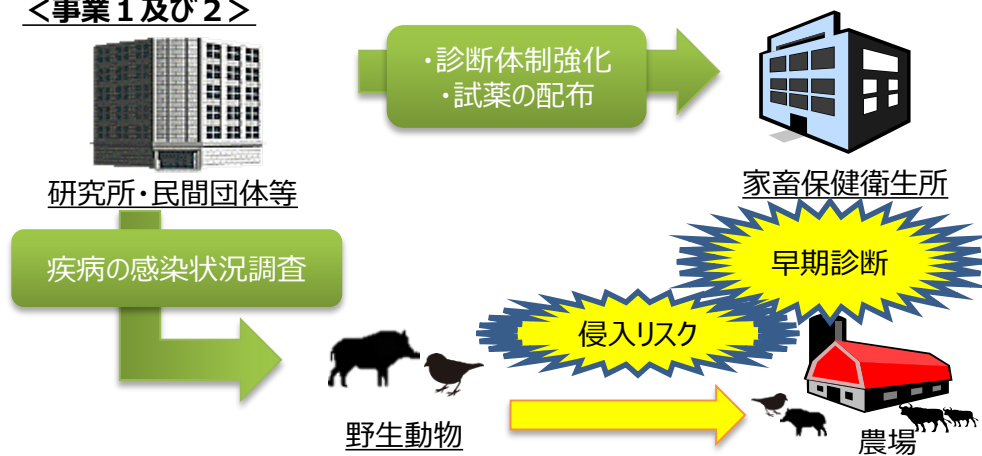
- 全国の家畜保健衛生所等（168か所）に対して外部精度管理調査を実施するとともに、精度管理に関する講習会を開催します。

<事業の流れ>

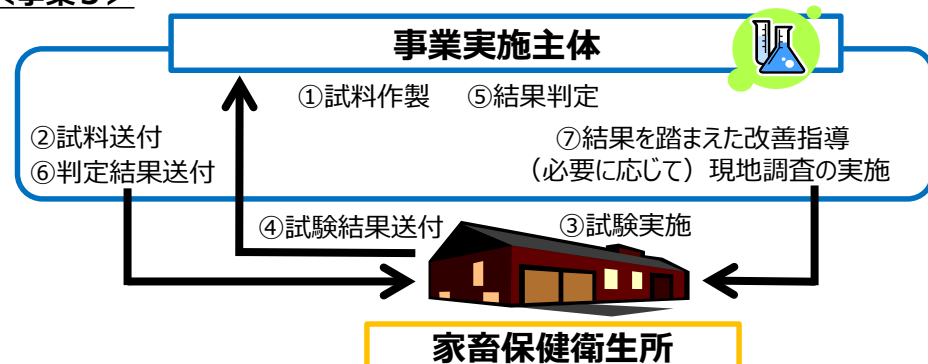


<事業イメージ>

<事業1及び2>



<事業3>



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費

【令和2年度予算概算決定額 5（10）百万円】

<対策のポイント>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、ダニによって媒介される馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及びまん延を防止するため、競技場のダニの生息調査及び駆除を実施します。

<政策目標>

- 我が国における馬ピロプラズマ病の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- 円滑な馬術競技の実現による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への寄与

<事業の内容>

<事業イメージ>

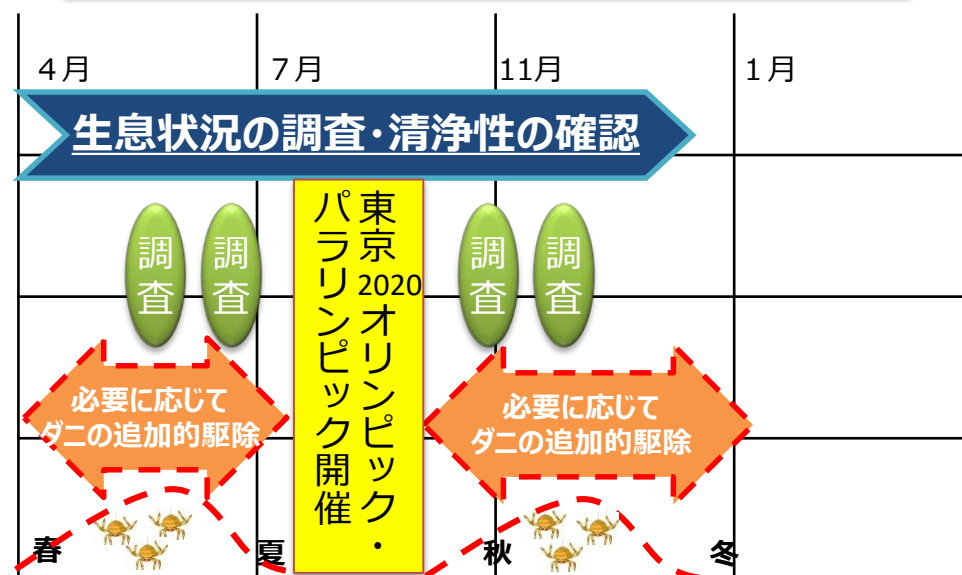
馬術競技場におけるダニの清浄性確保作業

- ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において馬術競技の会場となる馬事公苑及び海の森公園を対象区域とし、**ダニが活動する春及び秋にダニの生息調査を実施**します。
- ②ダニの生息調査により**ダニが確認された区域及び駆除が必要と判断された区域を対象に、ダニの駆除を実施**します。
- ③令和元年度までに実施されたダニの生息調査及び駆除によって確認された**競技場の清浄性を、大会が終了するまで維持・確保**します。

<事業の流れ>



令和2年度ダニ生息調査



- 平成28年度からダニの生息状況調査を開始し、清浄性を確認・維持。
- ダニの種類により活動時期が異なるため、複数回の生息調査を実施。
- 本大会終了後における馬ピロプラズマ病の清浄性を確保。

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

<対策のポイント>

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、**OIE認定施設の国際的な活動**を支援します。

<政策目標>

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる疾病等への診断・対策強化
- 動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

<事業の内容>

1. OIE認定施設の国際的な活動の支援

- OIE認定施設間での連携構築に係る費用や、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

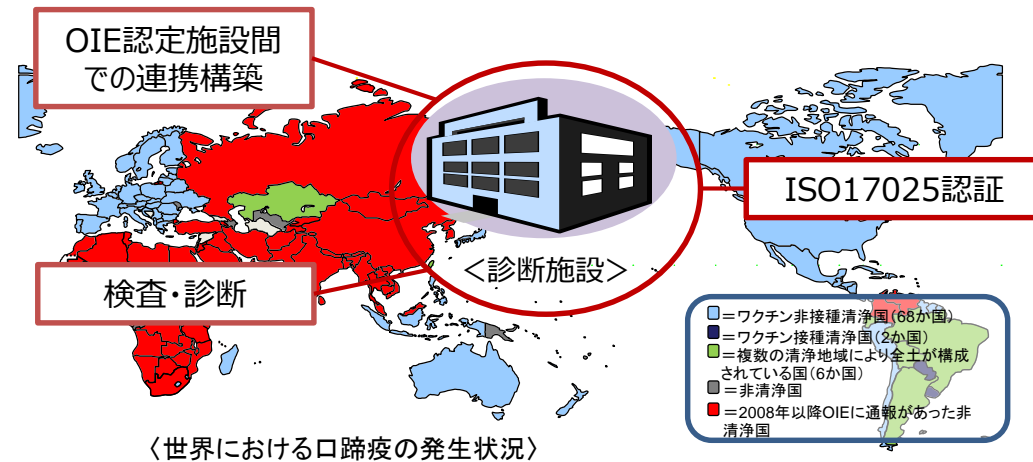
2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

- ISO 17025の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



OIE認定施設間の研究ネットワークへの積極的な参加

我が国で未発生又は発生が稀となっている疾病に対しても迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保

家畜伝染病予防費

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、CSF、ASF、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の**家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止**を図ります。

<政策目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

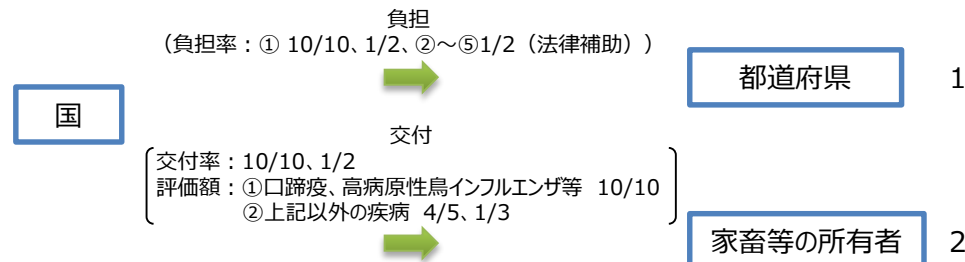
- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
 - ② CSFワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
 - ③ 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
 - ④ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、**と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付**します。

また、CSF、ASF、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

<事業の流れ>



家畜伝染病予防費負担金
(対象：都道府県)

患畜処理手当等交付金
(対象：家畜の所有者)

モニタリング検査、
農場の立入検査、
CSFワクチン接種、
飼養衛生管理指導
等に要する経費

発生予防の取組

発生状況確認の
ための検査、
家畜等の
移動・搬出制限、
患畜・疑似患畜の
焼埋却、
消毒ポイントの設置
等に要する経費

まん延防止の取組

患畜・疑似患畜の焼埋
却に要する経費、患畜・
疑似患畜の手当金

<対策のポイント>

動物検疫体制を充実強化することにより、ASF（アフリカ豚コレラ）、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病に対する水際措置に万全を期します。

<政策目標>

○家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底

<事業内容>

<事業イメージ>

観光立国の推進により、特にアジア地域からの訪日外国人旅行者が急増している中、中国等のアジア地域では口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されていることに加え、ASFの発生が急速に拡大し、**我が国へのASF等の家畜の伝染性疾病の侵入リスクが急激に高まっています。**

このように高まる侵入リスクに適切に対応するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実強化**に取り組みます。

家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費） [拡充]

動植物検疫探知犬を大幅に増頭し、地方空港や国際郵便物を含めた探知活動を拡大することにより、**訪日旅行者の携帯品及び国際郵便物に対する検疫体制を強化**します。



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際郵便局で活動する検疫探知犬>